

ずっと暮らす

大切な家だから

～「生命」と「財産」を守る「耐震化」という選択～



事前
相談
実施中!

千葉市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の費用の一部を補助しています。

耐震診断

最大 9万6千円補助

耐震改修

最大 115万円補助

耐震診断・耐震改修とは

診断士が
チェックします!



●耐震化の流れ

はじめに耐震診断士による耐震診断を行います。

その結果、耐震性が不足している「評点1.0未満」と判断された住宅を、耐震性がある住宅「評点1.0以上」とするために耐震改修設計・工事を行います。

制度の概要

耐震 診断

対象となる住宅(木造住宅)

●昭和56年5月31日以前の基準で建設された、2階以下在来軸組工法の一戸建ての住宅

補助額 補助率:診断費の4/5 上限額:9万6千円

耐震 改修

対象となる住宅(木造住宅)

●平成12年5月31日以前の基準で建設された、2階以下在来軸組工法の一戸建ての住宅

●精密診断の結果、上部構造評点が1.0未満

補助額 補助率:工事費の4/5 上限額:115万円

住宅 除却

対象となる住宅(木造住宅・非木造住宅)

●昭和56年5月31日以前の基準で建設された住宅

●耐震診断の結果、木造住宅の場合は上部構造評点が0.7未満
(ただし、明らかに危険性があると判断できるものは、診断不要となる場合があります。)

●非木造住宅の場合は構造耐震指標I_s値が0.3未満

補助額 補助率:工事費の23% 上限額:20万円
(密集住宅市街地の場合は30万円が限度)

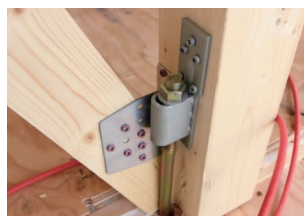


改修方法

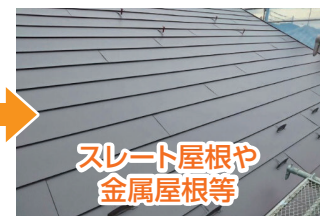
●壁の補強



●接合部の補強



●屋根等の軽量化



●基礎の補強



耐風診断・耐風改修とは



耐風診断とは、診断者が屋根に上り、瓦の各部位の緊結状況や劣化状況を確認し、告示基準への適合を確認する診断のことです。耐風改修とは、瓦屋根を以下のいずれかの方法で改修する工事のことです。

① 告示基準に適合する瓦屋根に全面改修する工事

② スレート屋根や金属屋根等へ全面改修する工事

告示基準とは、瓦の緊結方法を定める規定のことで、一部の瓦を緊結する方法からすべての瓦を緊結する方法へと改正されました。

耐風診断

対象となる住宅

- 令和3年12月31日以前の基準で建設された一戸建ての住宅で、屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きのもの
- 国又は地方公共団体による同様の補助を受けていないこと

補助額 補助率:診断費の2/3 上限額:2万1千円

耐風改修

対象となる住宅

- 耐風診断の補助対象で、耐風診断の結果、告示基準に適合していないと判定された住宅
(ただし、明らかに告示基準を満たしていないと判断できる瓦屋根は、診断不要となる場合があります。)

補助額 補助率:工事費又は屋根面積×2万4千円のいずれか低い額の23%
上限額:55万2千円

Q

A

こんな疑問や不安はありませんか。

Q 事前相談しないと、補助は受けられないの？

A 事前相談は必須ではありませんが、補助の条件や必要書類、準備すべきことや注意点など確認できますので、できるだけご相談ください。

Q 自分で申請できるか不安…

A 申請書類の準備や提出、提出書類の修正対応などについて代行者(事業者)が実施する手続代行届制度がございますので、ぜひご利用ください。

Q 誰に診断してもらうの？

A 耐震診断は、千葉市木造住宅耐震診断士が診断できます。なお、耐震診断士の名簿は、ホームページや建築指導課の窓口で提供しています。耐風診断は、瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、建築士が診断できます。

Q 「精密診断」ってなに？

A 耐震改修工事の必要性を判断したり、耐震改修設計を行うために実施する診断です。目視や設計図面等による確認に加え、壁などを剥がし内部の構造を確認します。

Q 「上部構造評点」ってなに？

A 木造住宅の耐震性を数値化した指標で、右表のように示されます。

判定値 (上部構造評点)	1.5以上	1.0以上 1.5未満	0.7以上 1.0未満	0.7未満
判定	倒壊しない	一応 倒壊しない	倒壊する 可能性がある	倒壊する 可能性が高い

Q 診断と改修にはいくらぐらいかかるのかな…？

A 費用の平均額は以下となります。
(令和6年度実績より算出、耐風診断は令和5年度実績)

耐震診断	17万円
耐震改修	176万円
耐風診断	4万円
耐風改修	316万円

Q 初期費用の負担を軽減できないのかな…？

A 初期費用が高額となる耐震改修・住宅除却や耐風改修では、市が補助金を直接事業者へ支払い、申請者は差額のみを事業者へ支払う、代理受領制度がございます。

Q まとまったお金がないんだけど…

A 耐震改修の際に、住宅金融支援機構と提携している金融機関が提供する【リ・バース60】(住宅ローン)をご利用いただけます。詳細は、住宅金融支援機構ホームページをご確認ください。

補助金の申請の流れ



※交付決定前に契約した場合は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

補助制度説明会

- 内容** 耐震診断や耐震改修の補助制度や実施までのスケジュールなどについてご説明いたします。
9/5は建築士による講演、個別相談会も実施します。
※建築士による個別相談は事前予約が必要です(6組)
- 日付** 9/5(金)・9/19(金)・10/17(金)・11/21(金)・12/19(金)
- 時間** 14:00～15:00 9/5のみ、14:00～16:00(個別相談は15:30～)
- 場所** 千葉市役所本庁舎低層棟4階 調停室

事前相談 (補助金の申請に関すること)

- 内容** 翌年度申請を検討している方に、申請に向けた「事前相談」を実施します。
- 時間** 10:00～15:00(12:00～13:00除く)
- 場所** 千葉市役所本庁舎低層棟4階E窓口

建築無料相談会

- 内容** 千葉県建築士事務所協会千葉支部主催で住宅の耐震を含めた住宅に対する技術的な相談を行います。
- 日付** 【令和7年】8/10(日)・9/7(日)・10/12(日)・11/9(日)・12/14(日)
【令和8年】1/18(日)・2/22(日)・3/8(日)
- 時間** 10:00～15:00(予約不要)
- 場所** 千葉市生涯学習センター

出前講座

千葉市 出前講座

検索

市の職員が市民の皆さんの集会、会合などに出向いて、木造住宅の耐震補助制度についてご説明します。
詳細はホームページをご確認ください。



問合せ先

千葉市建築指導課 ☎043-245-5836

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎低層棟4階

E-mail: shido.URC@city.chiba.lg.jp

